

インフルエンザの流行について（注意報）

令和2年（2020年）2月20日（木） 15時00分

北海道江別保健所
（北海道石狩振興局保健環境部保健行政室）
電話：011-383-2111

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和2年（2020年）第7週（2月10日～2月16日）において、江別保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報の基準である10人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、江別保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 インフルエンザ患者受診数第7週（令和2年2月10日～2月16日）【速報値】

区 分	江別保健所	全道※	全国※
定点当たり患者数	10.88人	12.92人	9.04人
定点受診患者総数	87人	2,856人	44,737人

※全道、全国数値は第6週（令和2年2月3日～9日）の公表値

2 対応

保健所では、ホームページなどを通じて、手洗いやうがいの励行、マスクの着用、人混みを避けること、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけることなどのインフルエンザ感染予防を呼びかけています。

また、重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

3 参考

(1) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業の一環として、江別保健所管内のインフルエンザ定点医療機関（施設数8か所）を受診したインフルエンザ患者数を一週間ごとに把握・集計し、国立感染症研究所感染症疫学センターにおいて設定した注意報や警報の基準値を超えた場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【注意報・警報の基準】

注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人を超えた場合

警 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人を超えた場合

※警報発生後は、1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人を超えている間は警報を継続

(2) 最近5週における定点医療機関からの報告状況（表示は「報告数（患者／定点）」単位：人）

	第3週 (1/13～1/19)	第4週 (1/20～1/26)	第5週 (1/27～2/2)	第6週 (2/3～2/9)	第7週 (2/10～2/16)
江別保健所	103 (12.88)	79 (9.88)	43 (5.38)	58 (7.25)	87 (10.88)
全 道	1,680 (7.60)	1,963 (8.88)	2,364 (10.75)	2,856 (12.92)	—
全 国	83,238 (16.74)	89,579 (18.02)	70,116 (14.11)	44,737 (9.04)	—